

情報管理料金の設定の考え方について

1. 情報管理料金の自動車リサイクル法上の位置付け

使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)第73条第4項の規定により、再資源化等預託金を預託する自動車の所有者は、当該自動車に係る情報管理料金として情報管理センターが主務大臣の認可を受けて定める料金に相当する額の金銭を、情報管理預託金として資金管理法に対し預託しなければならない。

また、自動車リサイクル法第76条第6項の規定により、情報管理センターは、自動車リサイクル法第81条第1項の移動報告がされたときは、当該報告がされた使用済自動車に係る情報管理預託金について、資金管理法に対し、その払渡しを請求することができる。

情報管理料金の認可申請については、自動車リサイクル法施行令第7条の規定により、認可を受けようとする情報管理料金の額及び情報管理業務の実施に要する費用の額に関し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2. 情報管理業務に要する費用の構成要素

自動車の所有者に負担を求める情報管理業務に要する費用のうち主なものは以下のとおり。

会計上の費目	内 訳
システム関連費	・外部ネットワーク運営費 ・システム保守費 ・会計システム保守費
サポート業務運営委託費	・データセンター運営費 ・コンタクトセンター運営費
理解普及活動費	・関係事業者向け説明会費
その他事業費	・役員報酬 / 給料手当 ・福利厚生費

管理費 ・旅費交通費 ・通信運搬費 ・賃借料 ・諸謝金 ・支払利息 等	
--	--

3. 自動車メーカー・輸入業者の費用負担

自動車メーカー・輸入業者は、新たな自動車リサイクル制度の中心的役割を果たすべき存在として、情報管理センターの業務運営に必要なイニシャルコスト及び一定のランニングコストを負担することについて関係者の合意が得られており、具体的には、産業構造審議会・中央環境審議会の自動車リサイクル合同会議において、

自動車メーカー・輸入業者は、

情報管理業務に必要な基盤コストである人件費、施設管理費等の全額
 情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、電子
 マニフェスト制度の関係事業者向けの普及に必要な費用といった自動車メー
 カー・輸入業者も便益を受ける業務に必要な費用の原則折半額
 を負担するという考え方が示されている。

したがって、自動車所有者が負担する情報管理料金の算定にあたっては、情報管理業務の実施に要する費用から、自動車メーカー・輸入業者が負担することとなる上記の額を控除することが前提となる。

4. 情報管理料金の設定に関する具体的な考え方

- (1) 情報管理料金は、情報管理業務に要する費用を積上げて適正な原価を超えない水準として算定するものであるが、大規模なシステム・仕組みであるため、制度施行当初のシステム稼働や理解普及活動等に要する立ち上げ費用の回収について考慮する必要がある。

- (2) これらの立ち上げ費用については、システムの平均耐用期間を約5年と想定しており、6年目には、システムの大幅な改修に伴って同様の立ち上げ費用が再び必要となることを見込まれることから、5年目までに当初の立ち上げ費用を回収することが適当とのこととなるため、5年間で累積収支が均衡するように1台毎の情報管理料金の水準を設定することとなる。
- (3) 以上の考え方により、情報管理料金の水準を計算すれば、別添の情報管理料金算定表のように、情報管理料金は1台あたり130円とする。

以上